

金融商品取引業等に関する内閣府令の一部改正に伴う
受託契約準則等の一部改正新旧対照表

目 次

	(ページ)
● 受託契約準則の一部改正新旧対照表	1
● 信用取引口座設定約諾書の一部改正新旧対照表	2

受託契約準則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(外国証券取引口座に関する約款の交付等)</p> <p>第3条の2 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 取引参加者は、第1項の規定による申込書の受入れに代えて、顧客に対し、その用いる電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって金融商品取引業等に関する内閣府令<u>第57条の3</u>に定める方法と同様の方法をいう。以下この項において同じ。）の種類及び内容を提示し、当該顧客の書面又は電磁的方法による承諾を得た場合には、電磁的方法により、当該顧客から当該申込書により行うべき申込みを受けることができる。この場合において、当該取引参加者は当該顧客から当該申込書の提出を受けたものとみなす。</p> <p>5・6 (略)</p> <p>(発行日取引の委託についての約諾書の差入れ)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 顧客は、前項の規定による約諾書の差入れに代えて、取引参加者からその用いる電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって金融商品取引業等に関する内閣府令<u>第57条の3</u>に定める方法と同様の方法をいう。以下同じ。）の種類及び内容を提示され、取引参加者に書面又は電磁的方法による承諾をした場合には、電磁的方法により、当該約諾書の内容を承諾した旨を取引参加者に通知することができる。この場合において、当該顧客は、当該約諾書を取引参加者に差し入れたものとみなす。</p> <p>3 (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成22年4月1日から施行する。</p>	<p>(外国証券取引口座に関する約款の交付等)</p> <p>第3条の2 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 取引参加者は、第1項の規定による申込書の受入れに代えて、顧客に対し、その用いる電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって金融商品取引業等に関する内閣府令<u>第60条</u>に定める方法と同様の方法をいう。以下この項において同じ。）の種類及び内容を提示し、当該顧客の書面又は電磁的方法による承諾を得た場合には、電磁的方法により、当該顧客から当該申込書により行うべき申込みを受けることができる。この場合において、当該取引参加者は当該顧客から当該申込書の提出を受けたものとみなす。</p> <p>5・6 (略)</p> <p>(発行日取引の委託についての約諾書の差入れ)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 顧客は、前項の規定による約諾書の差入れに代えて、取引参加者からその用いる電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって金融商品取引業等に関する内閣府令<u>第60条</u>に定める方法と同様の方法をいう。以下同じ。）の種類及び内容を提示され、取引参加者に書面又は電磁的方法による承諾をした場合には、電磁的方法により、当該約諾書の内容を承諾した旨を取引参加者に通知することができる。この場合において、当該顧客は、当該約諾書を取引参加者に差し入れたものとみなす。</p> <p>3 (略)</p>

信用取引口座設定約諾書の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(電磁的方法による書面の授受)</p> <p>第25条 貴社は、その用いる電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって金融商品取引業等に関する内閣府令<u>第57条の3</u>に定める方法と同様の方法をいう。以下同じ。）の種類及び内容を提示し、私の書面又は電磁的方法による承諾を得た場合には、第3条第2項、第18条及び第19条に規定する書面（印章又は署名鑑の変更に係るものを除く。）の受入れに代えて、電磁的方法により、当該書面によるべき同意を得ること又は報告若しくは届出を受けることができること。この場合において、貴社は私から当該書面によるべき同意を得たもの又は報告若しくは届出を受けたものとみなされること。</p> <p>2 (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成22年4月1日から施行する。</p>	<p>(電磁的方法による書面の授受)</p> <p>第25条 貴社は、その用いる電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって金融商品取引業等に関する内閣府令<u>第60条</u>に定める方法と同様の方法をいう。以下同じ。）の種類及び内容を提示し、私の書面又は電磁的方法による承諾を得た場合には、第3条第2項、第18条及び第19条に規定する書面（印章又は署名鑑の変更に係るものを除く。）の受入れに代えて、電磁的方法により、当該書面によるべき同意を得ること又は報告若しくは届出を受けることができること。この場合において、貴社は私から当該書面によるべき同意を得たもの又は報告若しくは届出を受けたものとみなされること。</p> <p>2 (略)</p>